

【首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻】

年 度	法科大学院年次 報告書の提出	付記事項	備 考
令和元年度	○	履修登録可能な単位数の上限について、基準3-3-1(1)アで定める措置により、36単位を超えて、1年次は40単位、2年次のうち法学未修者は38単位とされていたところ、令和元年度から、1年次は38単位、2年次のうち法学未修者は40単位に変更された。	